

御殿場市総合景観条例施行規則

平成25年12月10日

規則第47号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 景観計画（第3条―第30条）
- 第3章 広告物等の制限（第31条―第53条）
- 第4章 景観評価委員会（第54条）
- 第5章 雑則（第55条・第56条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、景観法、広告物法及び御殿場市総合景観条例（平成25年御殿場市条例第46号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、「東山二の岡地区」とは、重点地区のうち東山二の岡地区をいう。

2 この規則において、「国道138号等沿道地区」とは、重点地区のうち国道138号等沿道地区をいう。

3 この規則において、「国道246号沿道地区」とは、重点地区のうち国道246号沿道地区をいう。

4 この規則において、「御殿場駅周辺地区」とは、重点地区のうち御殿場駅周辺地区をいう。

5 この規則において、「一般規制地区」とは、条例第27条第1号から第9号までに規定する地区（前4項に規定する地区を除く。）をいう。

6 この規則において、「普通規制地区」とは、景観計画区域（前5項に規定する地区を除く。）をいう。

7 この規則における用語の意義は、前各項に定めるもののほか、条例において使用する用語の例による。

第2章 景観計画

（景観法第16条第1項の規定による届出）

第3条 景観法第16条第1項の規定による届出は、御殿場市景観計画区域における行為の届出書（様式第1号）によるものとする。

2 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）第1条第2項第1号ニに規定する彩色が施された2面以上の立面図は、日本工業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の三属性の値によって表示するものとする。

（変更の届出）

第4条 景観法第16条第2項の規定による届出は、御殿場市景観計画区域における行為の変更届出書（様式第2号）により行うものとする。

2 前項の届出には、省令第1条第2項に規定する図書（当該変更に係るものに限る。）を添付するものとする。

（条例第14条第1項第1号の規則で定める規模）

第5条 条例第14条第1項第1号の規則で定める規模は、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 市全域（重点地区を除く。） 建築物の高さが10メートル以下で、かつ、建築物の延べ面積が1,000平方メートル以下のもの

(2) 重点地区 建築物の高さが10メートル以下で、かつ、建築物の延べ面積が250平方メートル以下のもの

（条例第14条第1項第2号の規則で定める工作物）

第6条 条例第14条第1項第2号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

(1) 垣、柵、擁壁その他これらに類するもの

(2) 高架道路、高架鉄道、橋りょう、歩道橋その他これらに類するもの

(3) 煙突、排気塔その他これらに類するもの

(4) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの

(5) 高架水槽、物見塔その他これらに類するもの

(6) 観覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設

(7) コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設

(8) 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設

(9) ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設

(10) 自動車車庫の用途に供する立体的な施設

(11) 電気供給のための電線路の支持物、有線電気通信のための経路の支持物、空中線系の支持物その他これらに類するもの

(12) 彫像、記念碑その他これらに類するもの

(13) 風力発電施設

(14) 太陽光発電施設

(15) 屋外に設置する自動販売機（東山二の岡地区及び御殿場駅周辺地区に限る。）

(16) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観等の形成を妨げるおそれがある工作物として告示するもの

(条例第14条第1項第2号の規則で定める規模)

第7条 条例第14条第1項第2号の規則で定める規模は、次の各号に掲げる工作物の種類ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 前条第1号に規定する工作物 当該工作物の高さが5メートル以下のもの

(2) 前条第2号に規定する工作物 当該工作物の長さが20メートル以下のもの

(3) 前条第3号から第13号までに規定する工作物 当該工作物の高さが15メートル以下のもの

(4) 前条第14号に規定する工作物 当該工作物の高さが15メートル以下又はモジュールの面積が1,000平方メートル以下のもの

(5) 前条第15号に規定する工作物 当該工作物の高さが1.5メートル以下のもの

(6) 前条第16号に規定する工作物 告示で定める規模

2 前項の規定にかかわらず、重点地区における前条第3号から第14号までに規定する工作物の条例第14条第1項第2号の規則で定める規模は、次の各号に掲げる工作物の種類ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 前条第3号から第13号までに規定する工作物 当該工作物の高さが10メートル以下のもの

(2) 前条第14号に規定する工作物 当該工作物の高さが10メートル以下又はモジュールの面積が1,000平方メートル以下のもの

(条例第14条第1項第4号の規則で定める規模)

第8条 条例第14条第1項第4号の規則で定める規模は、都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を行う区域の面積が2,000平方メートル未満のものとする。

(景観法第16条第3項の規定による勧告)

第9条 景観法第16条第3項の規定による勧告は、御殿場市景観計画に規定する行為の制限に関する勧告書(様式第3号)により行うものとする。

(勧告に従わない旨の公表)

第10条 条例第19条第1項の規定による公表は、勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては代表者の職及び氏名並びに勧告の概要その他必要な事項を公告することにより行うほか、広く市民に周知させる方法により行うものとする。

2 条例第19条第2項の規定による通知は、御殿場市景観計画に規定する行為の制限に関する勧告に係る公表通知書(様式第4号)により行うものとする。

3 条例第19条第2項の規定による通知及び意見陳述のための手続は、御殿場市聴聞及

び弁明の機会の付与に関する規則（平成9年御殿場市規則第17号）第16条から第22条までの規定の例による。

（景観法第17条第1項前段の規定による命令）

第11条 景観法第17条第1項前段の規定による命令は、御殿場市特定届出対象行為に関する変更命令書（様式第5号）により行うものとする。

（期間の延長の通知）

第12条 景観法第17条第4項後段の規定による通知は、御殿場市特定届出対象行為処分期間延長通知書（様式第6号）により行うものとする。

（原状回復等の命令）

第13条 景観法第17条第5項の規定による命令は、御殿場市建築物又は工作物の原状回復等命令書（様式第7号）により行うものとする。

（身分証明書）

第14条 景観法第17条第8項及び同法第23条第3項（同法第32条第1項において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（景観法関係）（様式第8号）によるものとする。

（行為の着手の制限に係る期間の短縮）

第15条 市長は、景観法第18条第2項の規定により、良好な景観等の形成に支障を及ぼすおそれがないと認め、行為の着手の制限期間を短縮したときは、御殿場市景観計画に規定する景観形成基準適合通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（景観重要建造物の指定の告示）

第16条 条例第21条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の名称
- (2) 景観重要建造物の所在地
- (3) 指定番号及び指定年月日
- (4) 指定の理由となった外観の特徴

（景観重要建造物の指定の通知）

第17条 景観法第21条第1項の規定による通知は、御殿場市景観重要建造物指定通知書（様式第10号）により行うものとする。

2 前項の通知は、省令第8条第1項第6号に掲げる事項を示す縮尺2,500分の1以上の図面を添付して行うものとする。

（景観重要建造物を表示する標識に記載する事項）

第18条 景観法第21条第2項の規定により設置する標識は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 景観重要建造物である旨の表示

- (2) 景観重要建造物の名称
- (3) 景観重要建造物の所在地
- (4) 指定番号及び指定年月日
- (5) 指定の理由となった外観の特徴

(景観重要建造物の現状変更の許可の申請等)

第19条 景観法第22条第1項本文の許可の申請は、景観重要建造物の現状を変更しようとする日の30日前までに、御殿場市景観重要建造物現状変更許可申請書（様式第11号）を提出して行うものとする。

2 市長は、前項の許可をしたときは御殿場市景観重要建造物現状変更許可通知書（様式第12号）により、許可をしないときは御殿場市景観重要建造物現状変更不許可通知書（様式第13号）により通知するものとする。

(景観重要建造物の原状回復等の命令)

第20条 景観法第23条第1項の規定による命令は、御殿場市景観重要建造物原状回復等命令書（様式第14号）により行うものとする。

(景観重要建造物の管理に関する命令又は勧告)

第21条 条例第23条第1項の規定による勧告は、御殿場市景観重要建造物の管理に関する勧告書（様式第15号）により行うものとする。

2 条例第23条第2項の規定による命令は、御殿場市景観重要建造物の管理に関する命令書（様式第16号）により行うものとする。

(景観重要建造物の指定の解除の通知)

第22条 景観法第27条第3項において準用する同法第21条第1項の規定による通知は、御殿場市景観重要建造物指定解除通知書（様式第17号）により行うものとする。

(景観重要樹木の指定の告示)

第23条 条例第24条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の名称
- (2) 景観重要樹木の樹種
- (3) 景観重要樹木の所在地
- (4) 指定番号及び指定年月日
- (5) 指定の理由となった外観の特徴

(景観重要樹木の指定の通知)

第24条 景観法第30条第1項の規定による通知は、御殿場市景観重要樹木指定通知書（様式第18号）により行うものとする。

(景観重要樹木を表示する標識に記載する事項)

第25条 景観法第30条第2項の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を記載

するものとする。

- (1) 景観重要樹木の名称
- (2) 景観重要樹木である旨の表示
- (3) 景観重要樹木の樹種
- (4) 景観重要樹木の所在地
- (5) 指定番号及び指定年月日
- (6) 指定の理由となった外観の特徴

(景観重要樹木の現状変更の許可の申請等)

第26条 景観法第31条第1項本文の許可の申請は、景観重要樹木の現状を変更しようとする日の30日前までに、御殿場市景観重要樹木現状変更許可申請書(様式第19号)を提出して行うものとする。

2 市長は、前項の許可をしたときは御殿場市景観重要樹木現状変更許可通知書(様式第20号)により、許可をしないときは御殿場市景観重要樹木現状変更不許可通知書(様式第21号)により通知するものとする。

(景観重要樹木の原状回復等の命令)

第27条 景観法第32条第1項において準用する同法第23条第1項の規定による命令は、御殿場市景観重要樹木原状回復等命令書(様式第22号)により行うものとする。

(景観重要樹木の管理に関する命令又は勧告)

第28条 条例第26条第1項の規定による勧告は、御殿場市景観重要樹木の管理に関する勧告書(様式第23号)により行うものとする。

2 条例第26条第2項の規定による命令は、御殿場市景観重要樹木の管理に関する命令書(様式第24号)により行うものとする。

(景観重要樹木の指定の解除の通知)

第29条 景観法第35条第3項において準用する同法第30条第1項の規定による通知は、御殿場市景観重要樹木指定解除通知書(様式第25号)により行うものとする。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者の変更の届出)

第30条 景観法第43条の規定による届出は、御殿場市景観重要建造物又は景観重要樹木所有者変更届出書(様式第26号)により行うものとする。

第3章 広告物等の制限

(禁止地域の区分)

第31条 条例第27条の禁止地域における条例第30条第1項から第3項まで及び第36条に規定する規則で定める基準を定め、地域の特性に応じた規制を行うため、禁止地域を次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる地区に区分するものとする。

- (1) 条例第27条第10号に掲げる区域 東山二の岡地区、国道138号等沿道地区

及び国道246号沿道地区

(2) 条例第27条第1号から第9号に掲げる区域（前号に掲げる地区を除く。） 一般規制地区

（許可地域の区分）

第32条 条例第29条の許可地域における条例第30条第1項から第3項まで及び第36条に規定する規則で定める基準を定め、地域の特性に応じた規制を行うため、御殿場駅周辺地区及び普通規制地区を許可地域とするものとする。

（禁止地域又は許可地域の区分の適用に変更があった場合の特例）

第33条 一の地域又は場所の禁止地域又は許可地域の区分が変更になった際現にその地区内において表示等の許可を受けて表示している広告物又は設置している掲出物件については、当該変更のあった日から起算して3年間（当該広告物又は掲出物件が簡易広告物等である場合にあっては、30日間）は、それぞれ、引き続き変更前の地区に存するものとみなす。

2 一の地域又は場所の禁止地域又は許可地域の区分が変更になった際現にその地区内において適法に表示している広告物又は設置している掲出物件（表示等の許可を受けて表示している広告物又は設置している掲出物件を除く。）については、当該変更のあった日から起算して3年間（当該広告物又は掲出物件が簡易広告物等である場合にあっては、30日間）は、別表第1又は別表第2の規定にかかわらず、引き続きこれらを表示し、又は設置することができる。

（適用除外の基準）

第34条 条例第30条第1項第2号及び第4号、第2項第1号から第3号まで、第6号、第9号及び第10号、第3項第1号並びに第5項の規則で定める基準は、別表第1のとおりとする。

（許可の申請）

第35条 条例第33条第1項の規定による許可の申請は、御殿場市総合景観条例に基づく屋外広告物許可申請書（様式第27号）により行うものとする。

2 条例第33条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 広告物の表示又は掲出物件の設置の期間

(2) 工事施行者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにその者が屋外広告業を営む者である場合にあっては、その者の県条例第22条の3第1項の登録番号

(3) 工事着手予定年月日及び工事完了予定年月日

3 条例第33条第2項第4号の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所の周辺の状況を示すカラー写真

(2) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所が、他人の所有又は管理に属する

ときは、その所有者又は管理者の承諾を証する書面又はその写し

(許可の基準)

第36条 条例第34条第1項の規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。

(許可証の交付)

第37条 市長は、条例第34条第1項に規定する許可を行うときは、御殿場市総合景観条例に基づく屋外広告物表示及び設置許可証(様式第28号)を申請者に交付し、同条第2項の不許可を行うときは、御殿場市総合景観条例に基づく屋外広告物表示及び設置不許可通知書(様式第29号)を申請者に交付して行うものとする。

(許可の期間)

第38条 条例第36条第1項の規則で定める期間は、2年以内とする。ただし、同項ただし書の規則で定める期間は、30日以内とする。

(許可期間の更新の申請)

第39条 条例第36条第2項に規定する許可の期間の更新は、御殿場市総合景観条例に基づく屋外広告物許可期間更新申請書(様式第30号)により行うものとする。

2 前項の御殿場市総合景観条例に基づく屋外広告物許可期間更新申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、表示している広告物又は設置している掲出物件が簡易広告物等である場合にあっては、この限りでない。

(1) 申請前1月以内に撮影した広告物又は掲出物件のカラー写真

(2) 申請前3月以内に行った点検に係る御殿場市屋外広告物点検報告書(様式第31号)

(3) その他市長が必要と認める図書

3 第45条に規定する堅ろうな広告物等について第1項に規定する更新の申請をする場合においては、前項第2号の規定により添付しなければならない御殿場市屋外広告物点検報告書の点検実施者は、条例第40条第1項の堅ろうな広告物等の管理者でなければならない。

4 条例第36条第5項の通知は、御殿場市屋外広告物許可期間満了通知書(様式第32号)により通知するものとする。

(許可の期間の更新許可証等の交付)

第40条 市長は、条例第36条第2項に規定する許可を行うときは、御殿場市総合景観条例に基づく屋外広告物許可期間更新許可証(様式第33号)を申請者に交付し、同条第3項の規定により許可の期間を更新しないときは、御殿場市総合景観条例に基づく屋外広告物許可期間更新の不許可通知書(様式第34号)を申請者に交付するものとする。

(変更等の許可の申請)

第41条 条例第37条第1項に規定する変更の許可を受けようとする者は、御殿場市総合景観条例に基づく屋外広告物変更許可申請書（様式第35号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 変更の前後を比較できる仕様書及び設計図
- (3) 変更の前後を比較できる色彩及び意匠を表す図面
- (4) 広告物又は掲出物件のカラー写真
- (5) その他市長が必要と認める図書
(変更許可証等の交付)

第42条 市長は、条例第37条第1項に規定する変更許可を行うときは、御殿場市総合景観条例に基づく屋外広告物変更許可証（様式第36号）を申請者に交付し、同条第2項に規定する許可をしないときは、御殿場市総合景観条例に基づく屋外広告物変更不許可通知書（様式第37号）を申請者に交付するものとする。

(軽微な変更)

第43条 条例第37条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 広告物又は掲出物件の色彩、意匠又は形状に変更を加えない程度に修繕し、補強し、又は塗り変えること。
- (2) 広告物又は掲出物件の位置、形状及び色彩（色彩の変更にあつては、東山二の岡地区、国道138号等沿道地区、国道246号沿道地区及び御殿場駅周辺地区に表示する広告物又は設置する掲出物件並びに一般規制地区における条例第30条第6項に規定する広告物又は掲出物件に限る。）を変更することなく、興行等の内容を表示する広告物を定期的に変更すること。

(許可の証票等)

第44条 条例第38条に規定する規則で定める許可の証票は、御殿場市屋外広告物許可証（様式第38号）とする。

2 条例第38条ただし書に規定する規則で定める許可の証印は、御殿場市屋外広告物許可済証（様式第39号）とする。

(堅ろうな広告物等)

第45条 条例第40条第1項に規定する堅ろうな広告物又はこれを掲出する物件は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第1項及び第2項に規定する工作物その他これらに類するものとする。

(広告物に関する届出)

第46条 条例第41条第1項の規定による届出は、御殿場市総合景観条例に基づく堅ろうな広告物等の管理者の設置又は変更届（様式第40号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、条例第40条第2項各号のいずれかに掲げる者に該当することを証する書面又はその写しを添付しなければならない。

3 条例第41条第2項の規定による届出は、御殿場市総合景観条例に基づく屋外広告物等の設置者変更届（様式第41号）により行うものとする。

4 条例第41条第3項の規定による届出は、御殿場市総合景観条例に基づく屋外広告物等の設置者又は堅ろうな広告物等の管理者の変更届（様式第42号）により行うものとする。

5 条例第41条第4項の規定による届出は、御殿場市総合景観条例に基づく屋外広告物等の滅失届（様式第43号）により行うものとする。

（誓約書）

第47条 条例第42条第2項の規定による誓約書の提出は、御殿場市既存掲出物件の継続設置に係る誓約書（様式第44号）により行うものとする。

（除却届）

第48条 条例第42条第3項の規定による届出は、御殿場市総合景観条例に基づく屋外広告物除却届（様式第45号）により行うものとする。

2 前項の届出には、表示等の許可に係る広告物又は掲出物件の除却後の写真を添付しなければならない。

（違反広告物等である旨の表示）

第49条 条例第45条第1項の表示は、様式第46号又は様式第47号により行うものとする。

2 条例第45条第2項の表示は、様式第48号又は様式第49号により行うものとする。

（身分証明書）

第50条 条例第47条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（屋外広告物関係）（様式第50号）とする。

（一覧簿の閲覧）

第51条 条例第48条第3項の一覧簿は、保管広告物等一覧簿（様式第51号）により行うものとする。

（広告物等の返還に係る受領書）

第52条 条例第50条の規則で定める受領書は、御殿場市屋外広告物等の返還に係る受領書（様式第52号）とする。

（改善計画）

第53条 市長は、条例附則第5項に規定する改善計画について、御殿場市総合景観条例

に基づく改善計画書（様式第53号）が提出され、当該改善計画が適当であると認めるときは、御殿場市総合景観条例に基づく改善計画の認定書（様式第54号）により認定するものとする。

第4章 景観評価委員会

（景観評価委員会）

第54条 条例第54条第5項の景観評価委員会の運営に関し必要な事項は、次の各項に掲げる事項とする。

2 委員長に関し必要な事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 景観評価委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- (2) 委員長は、会務を総理し、景観評価委員会を代表する。
- (3) 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

3 会議の運営に関し必要な事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 景観評価委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。
- (2) 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- (3) 景観評価委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- (4) 景観評価委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

4 景観評価委員会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

5 この規則に定めるもののほか、景観評価委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第5章 雑則

（申請手数料の免除）

第55条 条例附則第8項に規定する手数料の免除の申請は、御殿場市総合景観条例に基づく屋外広告物手数料免除申請書（様式第55号）により行うものとする。

2 市長は、前項の申請が適当であると認めるときは、御殿場市総合景観条例に基づく屋外広告物手数料免除認定書（様式第56号）により認定するものとする。ただし、手数料の免除対象となる広告物又は掲出物件の存する一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場等に手数料の免除対象となる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件が存する場合に、当該広告物又は掲出物件が条例の規定に適合していると認めるときは、手数料の免除の認定をしてはならない。

（補則）

第56条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
(静岡県屋外広告物条例施行細則の廃止)
- 2 静岡県屋外広告物条例施行細則(平成15年御殿場市規則第5号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規則の施行の際現に廃止前の静岡県屋外広告物条例施行細則の規定及び様式により提出されている申請書等は、この規則の相当規定及び様式により提出された申請書等とみなす。

別表第1（第34条関係）

1 条例第30条第1項第2号（国又は地方公共団体等が表示する広告物又は設置する掲出物件）の基準

(1) 共通基準

- ア 蛍光塗料は、保安上必要な物を除き使用しないものであること。
- イ 著しく汚染し、退色し、又は塗料の剥離したものでないこと。
- ウ 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわない物であること。
- エ 電飾設備を有する物にあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。
- オ 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- カ 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- キ 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。

(2) 個別基準

- ア 東山二の岡地区において広告物を表示する場合、表示面積の3分の2以上は、10YRの色相かつ彩度6以下とすること（ただし、簡易広告物等を除く。）。
- イ 国道138号等沿道地区において広告物を表示する場合、表示面積の3分の2以上は、彩度6以下とすること（ただし、簡易広告物等及びアドバルーンを除く。）。
- ウ 国道246号沿道地区において広告物を表示する場合、表示面積の3分の2以上は、彩度14未満とすること（ただし、簡易広告物等及びアドバルーンを除く。）。
- エ 御殿場駅周辺地区において広告物を表示する場合、表示面積の3分の2以上は、彩度8以下とすること（ただし、簡易広告物等及びアドバルーンを除く。）。

オ 地区の区分ごとの個別基準

広告物等の種類		東山二の岡地区において表示し、又は設置する場合	国道138号等沿道地区において表示し、又は設置する場合	国道246号沿道地区において表示し、又は設置する場合	一般規制地区において表示し、又は設置する場合	御殿場駅周辺地区において表示し、又は設置する場合	普通規制地区において表示し、又は設置する場合
広告塔、 広告	野立てのもの	1 高さは、地上5メー	1 高さは、広告塔にあつては地上15メートル以下、広告板にあつては地上5メートル以下であること。ただし、景観計画で御殿場駅周辺地区として定められた区域は、地上12メートル以下				

板その他これらに類するもの		<p>ル以下であること。</p> <p>2 表示面積の合計は、15平方メートル以内であること。</p>	<p>であること。</p> <p>2 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。</p>
	建築物を利用するもの	<p>掲出不可</p>	<p>1 高さは、建築物の高さの3分の2以下で、かつ、10メートル以下であること。ただし、景観計画で御殿場駅周辺地区のA地区として定められた地区は、上端が地上18メートル以下、B地区として定められた地区は、上端が地上15メートル以下、C地区として定められた地区は、上端が地上12メートル以下であること。</p> <p>2 建築物の壁面から突き出ないものであること。</p> <p>3 木造建築物には、設置しないものであること。</p> <p>4 横の長さが高さ以上であること。</p> <p>5 表示される文字、イラストに表示された文字又はロゴマークに表示された文字（以下「文字等」という。）の1文字当たりの大きさは、縦及び横幅が2メートル以内であること。</p> <p>6 屋根へ直書しないものであること。</p>
	壁面から突き	<p>1 壁面からの出幅は、1.5メートル以下であること。</p> <p>2 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以</p>	

出すもの	上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 3 上端は、壁面上端を越えないものであること。	
壁面を利用するもの	<p>1 1面の表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内、壁面の面積の5分の1が30平方メートルを超える場合にあつては、30平方メートル以内とする。</p> <p>2 壁面の端から突き出ないものであること。</p> <p>3 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p>	<p>1 1面の表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>2 壁面の端から突き出ないものであること。</p> <p>3 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p>
工塀を利用するもの	<p>1 1面の表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内、30平方メートルを超える場合にあつては、30平方メートル以内とする。</p> <p>2 塀の上端及び両側端</p>	<p>1 1面の表示面積は、その塀の面積の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>2 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>

		から突き出ないもので あること。	
	アーケードに添加するもの	掲出不可	<p>1 表示規格は、縦0.4メートル以下、横1.35メートル以下、幅0.3メートル以下とし、同一街区内においては同一規格であること。</p> <p>2 下端は、地上2.5メートル以上であること。</p>
	電柱、街灯柱その他これらに類するもの（消火栓標識柱を除く。）を利用するもの	<p>1 突き出すもの</p> <p>(1) 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。</p> <p>(2) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上道路上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>(3) 個数は、1本につき1個であること。</p> <p>2 巻き付けるもの</p> <p>1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。</p>	
	消火栓標識柱を利用するもの	<p>1 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。</p> <p>2 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上道路上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>3 個数は、1本につき1個であること。</p>	
貼り紙、貼り札、	壁面及び塀を利用するもの	<p>1 1面の表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分</p>	<p>1 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに</p>

立看板その他これらに類するもの		<p>の1が15平方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内、30平方メートルを超える場合にあっては、30平方メートル以内とする。</p> <p>2 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものがあり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>3 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>	<p>達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。</p> <p>2 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあっては、60平方メートル以内とする。</p> <p>3 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>4 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
-----------------	--	--	---

その他の	アドバルーン	掲出不可	表示規格は、縦20メートル以下、横1.5メートル以下で、ロープの長さは取付箇所から50メートル以下であること。
------	--------	------	---

広告物等	広告幕及び広告網	<p>1 道路を横断するもの 幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル以上であること。</p> <p>2 壁面又は塀を利用するもの</p> <p>(1) 1面の表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(2) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(3) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p> <p>3 その他のもの</p> <p>(1) 幅は、1.5メートル以下であること。</p> <p>(2) 面積は、1面につき30平方メートル以内であること。</p>
------	----------	--

<p>広告旗</p>	<p>1 1本当たりの表示面積は、1面につき2平方メートル以内であること。</p> <p>2 道路の区域及び路端から5メートル以内の地域に表示し、又は設置する場合には、相互間の距離は5メートル以上であること。</p>
------------	--

2 条例第30条第1項第4号（公益上必要な施設又は物件のうち市長が指定するものに寄贈者名等を表示する広告物又は設置する掲出物件）の基準

(1) 表示面積は、表示方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積の5分の1以内で、かつ、0.5平方メートル以内であること。

(2) 個数は、一の施設又は物件につき1個であること。

3 条例第30条第2項第1号（自家広告物等の適用除外）の基準

(1) 禁止地域において表示し、又は設置する場合

一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積が5平方メートル以内であること。

(2) 許可地域において表示し、又は設置する場合

ア 御殿場駅周辺地区において表示し、又は設置する場合

一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積が10平方メートル以内であること。

イ 普通規制地区において表示し、又は設置する場合

一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積が20平方メートル以内であること。

4 条例第30条第2項第2号（管理上の必要に基づき表示する広告物又は設置する掲出物件）の基準

表示面積は、一の土地又は物件につき5平方メートル以内であること。

5 条例第30条第2項第3号（工事現場の仮囲い等に表示する広告物）の基準

(1) 工事の期間中に限り表示するものであること。

(2) 設計者、工事施行者、工事監理者等の氏名、名称、店名又は商標を表示する場合

（法令の規定に基づき表示する場合を除く。）においては、表示面積は、表示方向から見た場合における当該板塀その他これに類する仮囲いの外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積の20分の1以内であること。

6 条例第30条第2項第6号（電車又は乗合自動車に表示する広告物）の基準

(1) 電車に表示するもの

ア 側面に表示する場合の表示規格は、縦0.45メートル以下、横0.6メートル以下で、一の側面につき2個以内であること。

イ 前面及び後面に表示する場合の表示規格は、縦0.41メートル以下、横

0. 25メートル以下で、前面及び後面ごとに各1個であること。

(2) 乗合自動車に表示するもの

ア 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定に基づく登録を受けた乗合自動車のうち、当該登録に係る使用の本拠の位置が市の区域外に存するものに表示するもの

当該乗合自動車の使用の本拠の位置において適用される都道府県又は市町村の屋外広告物に関する条例の規定に従って適法に表示されているものであること。

イ アに掲げるもの以外のもの

(7) 側面に表示する場合の表示規格は、縦0.6メートル以下、横1.2メートル以下で、一の側面につき2個以内であること。

(4) 後面に表示する場合の表示規格は、縦0.45メートル以下、横1.2メートル以下で、1個であること。

7 条例第30条第2項第9号（地縁に基づいて形成された団体が設置する掲示板）の基準

(1) 野立てのもの

ア 高さは、地上5メートル以下であること。

イ 表示面積の合計は、5平方メートル以内であること。

(2) 壁面又は扉を利用するもの

表示面積の合計は、5平方メートル以内であること。

8 条例第30条第2項第10号（営利を目的としない催し物等に係る簡易広告物等）の基準

(1) 共通基準

ア 蛍光塗料は、保安上必要な物を除き使用しないものであること。

イ 著しく汚染し、退色し、又は塗料の剥離したものでないこと。

ウ 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわない物であること。

エ 電飾設備を有する物にあっては、昼間においても美観を損なわないものであること。

オ 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。

カ 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。

キ 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。

ク 表示期間が30日以内であること。

ケ 見やすい箇所に表示者名又は連絡先を明記してあること。

(2) 個別基準

ア 条例第28条第3項第1号及び第2号に掲げるもの
表示面積が1平方メートル以内であること。

イ 条例第28条第3項第3号及び第4号に掲げるもの
表示面積が2平方メートル以内であること。

9 条例第30条第3項第1号（禁止物件に表示する広告物又は設置する掲出物件）の基準

(1) 共通基準

- ア 物件から突き出ないものであること。
- イ 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
- ウ 著しく汚染し、退色し、又は塗料の剥離したものでないこと。
- エ 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- オ 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。
- カ 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- キ 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- ク 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。

(2) 個別基準

ア 東山二の岡地区又は国道138号等沿道地区において表示し、又は設置する場合
表示方向から見た場合における当該物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその表示面積は、平面の面積の5分の1以内であること。ただし、平面の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内、平面の面積の5分の1が30平方メートルを超える場合にあつては、30平方メートル以内とする。

イ 国道246号沿道地区、一般規制地区、御殿場駅周辺地区において表示し、又は設置する場合

(7) 表示方向から見た場合における当該物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その平面の面積の5分の1以内であること。ただし、その平面の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。

(1) 表示方向から見た場合における当該物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その

平面の面積の10分の1以内であること。ただし、その平面の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。

ウ 普通規制地区において表示し、又は設置する場合

表示面積は、表示方向から見た場合における当該物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積の5分の1以内であること。ただし、その平面の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。

10 条例第30条第5項（許可を要しない自家広告物等である簡易広告物等）の基準

(1) 条例第28条第3項第1号又は第2号に掲げる貼り紙又は貼り札その他これに類する広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合

一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たり5枚以下の表示又は掲出であること。

(2) 条例第28条第3項第3号に掲げる広告旗を表示し、又は掲出物件を設置する場合

一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たり5本以下の表示又は掲出であること。

(3) 条例第28条第3項第4号に掲げる立看板その他これに類する広告物又は掲出物件を表示し、又は掲出物件を設置する場合

一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たり3枚以下の表示又は掲出であること。

別表第2（第36条関係）

1 共通基準

- (1) 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
- (2) 著しく汚染し、退色し、又は塗料の剥離したものでないこと。
- (3) 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- (4) 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- (5) 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- (6) 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。

2 個別基準

(1) 条例第29条（許可地域における許可）の基準

ア 御殿場駅周辺地区の共通基準

御殿場駅周辺地区において広告物を表示する場合、表示面積の3分の2以上は、彩

度8以下とすること（簡易広告物等及びアドバルーンを除く。）。ただし、屋外広告物を設置する壁面の建築物の見付面積に対する樹木の立面換算面積の割合（景観計画に規定する壁面緑視率をいう。以下「壁面緑視率」という。）が50パーセント以上であるときは、当該壁面を利用して表示する広告物（以下「壁面広告物」という。）の色彩に関する基準は、表示面積の2分の1以下は適用されない。

イ 御殿場駅周辺地区又は普通規制地区の個別基準

広告物等の種類			御殿場駅周辺地区において表示し、又は設置する場合	普通規制地区において表示し、又は設置する場合
広告塔、 広告板 その他 これらに 類するもの	野立 の もの	自家広告物等	1 高さは、広告塔にあっては地上12メートル以下、広告板にあっては地上5メートル以下であること。 2 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。	1 高さは、広告塔にあっては地上15メートル以下、広告板にあっては地上5メートル以下であること。 2 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。
		自家広告物等以外のもの	1 道路法施行令第7条第1号の標識 道路法第32条の規定により道路の占用許可を受けたもの又は同法第35条の規定により道路の占用を認められたものであること。 2 1以外のもの (1) 高さは、地上5メートル以下であること。 (2) 表示面積は、1面5平方メートル以内であること。ただし、2面以上の表示を行う場合は、一の表示面の裏側が当該表示	

		<p>面以外の表示面によって見えないように表示する場合に限り表示することができる。</p>	
建築物を利用するもの	屋上に設置するもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 高さは、建築物の高さの3分の2以下で、かつ、10メートル以下であること。ただし、景観計画で御殿場駅周辺地区のA地区として定められた地区は、上端が地上18メートル以下、B地区として定められた地区は、上端が地上15メートル以下、C地区として定められた地区は、上端が地上12メートル以下であること。 2 建築物の壁面から突き出ないものであること。 3 木造建築物には、設置しないものであること。 4 横の長さが高さ以上であること。 5 表示される文字等の1文字当たりの大きさは、縦及び横幅が2メートル以内であること。 6 屋根へ直書しないものであること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 高さは、建築物の高さの3分の2以下で、かつ、15メートル以下であること。 2 建築物の壁面から突き出ないものであること。 3 木造建築物には、設置しないものであること。
	壁面から突き出すもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積は、1面につき20平方メートル以内とし、壁面からの出幅は、 	<ol style="list-style-type: none"> 1 壁面からの出幅は、1.5メートル以下であること。 2 下端は、歩道と車道の区別の

	<p>1. 5メートル以下であること。</p> <p>2 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>3 上端は、壁面の上端を越えないものであること。</p>	<p>ある道路の歩道上では地上</p> <p>2. 5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>3 上端は、壁面の上端を越えないものであること。</p>
<p>壁面を利用するもの</p>	<p>1 壁面の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合においては、15平方メートル以内とする。</p> <p>2 壁面の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面面積の10分の1以内であること。ただし、壁面面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合においては、60平方メートル以内とする。</p> <p>3 壁面の端から突き出ないものであること。</p> <p>4 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p>	<p>1 1面の表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合においては、15平方メートル以内とする。</p> <p>2 壁面の端から突き出ないものであること。</p> <p>3 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p>

<p>工作物等を利用するもの</p>	<p>塀を利用するもの</p>	<p>1 塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その塀の面積の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>2 塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その塀の面積の10分の1以内であること。ただし、塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>3 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>	<p>1 1面の表示面積は、その塀の面積の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>2 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
	<p>アーケードに添加するもの</p>	<p>1 表示規格は、縦0.4メートル以下、横1.35メートル以下、幅0.3メートル以下とし、同一街区内においては同一規格であること。</p> <p>2 下端は、地上2.5メートル以上であること。</p>	
	<p>電柱、街灯柱 その他これらに類するもの (消火栓標識柱を除く。)を利用するもの</p>	<p>1 突き出すもの</p> <p>(1) 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。</p> <p>(2) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>(3) 個数は、1本につき1個であること。</p> <p>2 巻き付けるもの</p>	

		1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。	
	消火栓標識柱を利用するもの	<p>1 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。</p> <p>2 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>3 個数は、1本につき1個であること。</p>	
貼り紙、貼り札、立看板その他これらに類するもの	壁面及び塀を利用するもの	<p>1 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。</p> <p>2 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあっては、60平方メートル以内とする。</p> <p>3 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>4 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>	<p>1 1面の表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。</p> <p>2 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>3 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>

その 他の 広 告 物 等	アドバルーン	表示規格は、縦20メートル以下、横1.5メートル以下で、ロープの長さは取付箇所から50メートル以下であること。
	広告幕及び広告網	<p>1 道路を横断するもの</p> <p>幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル以上であること。</p> <p>2 壁面又は塀を利用するもの</p> <p>(1) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(2) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(3) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(4) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p> <p>3 その他のもの</p> <p>(1) 幅は、1.5メートル以下であること。</p> <p>(2) 面積は、1面につき30平方メートル以内であること。</p>
	広告旗	<p>1 1本当たりの表示面積は、1面につき2平方メートル以内であること。</p> <p>2 道路の区域及び路端から5メートル以内の地域に表示し、又は設置する場合においては、相互間の距離は5メートル以上であること。</p>

(2) 条例第30条第4項（禁止地域に表示する自家広告物等）の基準（自家広告物等に係るものに限る。）

ア 東山二の岡地区の共通基準

(7) 広告物の表示面積の3分の2以上は、10YRの色相、かつ、彩度6以下とすること（簡易広告物等を除く。）。ただし、壁面緑視率が50パーセント以上であるときは、壁面広告物の色彩に関する基準は、表示面積の2分の1以下は適用されない。

(1) 一の事業所、営業所若しくは作業所（以下「事業所等」という。）当たりの広

告物の表示面積の合計は、30平方メートル以内とすること。

(ウ) 電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出した物（自家広告物等を直接照らすものを除く。）その他これらに類するものを使用しないものであること。

イ 国道138号等沿道地区の共通基準

広告物の表示面積の3分の2以上は、彩度6以下とすること（簡易広告物等及びアドバルーンを除く。）。ただし、壁面緑視率が50パーセント以上であるときは、壁面広告物の色彩に関する基準は、表示面積の2分の1以下は適用されない。

ウ 国道246号沿道地区の共通基準

広告物の表示面積の3分の2以上は、彩度14未満とすること（簡易広告物等及びアドバルーンを除く。）。ただし、壁面緑視率が50パーセント以上であるときは、壁面広告物の色彩に関する基準は、表示面積の2分の1以下は適用されない。

エ 禁止地域の区分ごとの個別基準

広告物等の種類		東山二の岡地区において表示し、又は設置する場合	国道138号等沿道地区において表示し、又は設置する場合	国道246号沿道地区において表示し、又は設置する場合	一般規制地区において表示し、又は設置する場合
広告塔、 広告板 その他 これらに 類するもの	野立てのもの	1 高さは、地上5メートル以下であること。 2 表示面積の合計は、15平方メートル以内であること。	1 高さは、広告塔にあつては地上15メートル以下、広告板にあつては地上5メートル以下であること。 2 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。		
	建築物を利用するもの	設置不可	1 高さは、建築物の高さの3分の2以下で、かつ、10メートル以下であること。 2 建築物の壁面から突き出ないものであること。 3 木造建築物には、設置しないものであること。 4 横の長さが高さ以上であること。	1 高さは、建築物の高さの3分の2以下で、かつ、10メートル以下であること。	

		<p>と</p> <p>5 表示される文字等の1文字当たりの大きさは、縦及び横幅が2メートル以内であること。</p>	<p>2 建築物の壁面から突き出ないものであること。</p> <p>3 木造建築物には、設置しないものであること。</p>
<p>壁面から突き出すもの</p>	<p>1 表示面積は、1面につき15平方メートル以内とし、壁面からの出幅は、1.5メートル以下であること。</p> <p>2 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>3 上端は、壁面の上端を越えないものであること。</p>	<p>1 表示面積は、1面につき20平方メートル以内とし、壁面からの出幅は、1.5メートル以下であること。</p> <p>2 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>3 上端は、壁面の上端を越えないものであること。</p>	

	壁面を利用するもの	<p>1 壁面の1面の面積が150平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>2 壁面の1面の面積が150平方メートル以上の場合においては、表示面積は、30平方メートル以内とする。</p> <p>3 壁面の端から突き出ないものであること。</p> <p>4 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p>	<p>1 壁面の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>2 壁面の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面面積の10分の1以内であること。ただし、壁面面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>3 壁面の端から突き出ないものであること。</p> <p>4 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p>
工作物等を利用するもの	塀を利用するもの	<p>1 塀の1面の面積が150平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その塀の面積の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>2 塀の1面の面積が150平方メートル以上の場合においては、表示面積は、30平方メートル以内とする。</p> <p>3 塀の上端及び両側端から突き出</p>	<p>1 塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その塀の面積の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>2 塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その塀の面積の10分の1以内であること。ただし、塀の面積の10分の1</p>

		ないものであること。	が60平方メートルに達しない場合にあっては、60平方メートル以内とする。 3 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。
	電柱、街灯柱その他これらに類するもの（消火栓標識柱を除く。）を利用するもの	<p>1 突き出すもの</p> <p>(1) 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。</p> <p>(2) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上道路上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>(3) 個数は、1本につき1個であること。</p> <p>2 巻き付けるもの</p> <p>1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。</p>	
	消火栓標識柱を利用するもの	<p>1 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。</p> <p>2 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上道路上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>3 個数は、1本につき1個であること。</p>	
貼り紙、貼り札、立看板その他これらに類するもの	壁面及び塀を利用するもの	<p>1 壁面又は塀の1面の面積が150平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。</p> <p>2 壁面又は塀の1面の面積が150平方メートル以上の場合においては、表示面積は、30平方メートル以内とする。</p> <p>3 壁面を利用する場合において</p>	<p>1 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。</p> <p>2 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1</p>

		<p>は、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>4 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>	<p>以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあっては、60平方メートル以内とする。</p> <p>3 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>4 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
その他の広告物等	アドバルーン	掲出不可	表示規格は、縦20メートル以下、横1.5メートル以下で、ロープの長さは取付箇所から50メートル以下であること。
	広告幕及び広告網	<p>1 道路を横断するもの</p> <p>幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル以上であること。</p> <p>2 壁面又は塀を利用するもの</p> <p>(1) 壁面又は塀の1面の面積が150平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(2) 壁面又は塀の1面の面積が150平方メートル以上の場合においては、表示面積は、30平方メートル以内とする。</p>	<p>1 道路を横断するもの</p> <p>幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル以上であること。</p> <p>2 壁面又は塀を利用するもの</p> <p>(1) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(2) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場</p>

		<p>(3) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(4) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること</p> <p>3 その他のもの</p> <p>(1) 幅は、1.5メートル以下であること。</p> <p>(2) 面積は、1面につき30平方メートル以内であること。</p>	<p>合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(3) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(4) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p> <p>3 その他のもの</p> <p>(1) 幅は、1.5メートル以下であること。</p> <p>(2) 面積は、1面につき30平方メートル以内であること。</p>
<p>広告旗</p>		<p>1 1本当たりの表示面積は、1面につき2平方メートル以内であること。</p> <p>2 道路の区域及び路端から5メートル以内の地域に表示し、又は設置する場合においては、相互間の距離は5メートル以上であること。</p>	

(3) 条例第30条第6項（禁止地域に設置する案内図板）の基準

ア 道標、案内図板その他公衆の利便に供することを目的とするもの（道路法施行令第7条第1号の標識を除く。以下「案内図板等」という。）

(7) 共通基準

a 事業所等が主要な道路に接していない場合その他のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内し、又は誘導するために表示し、又は設置するものであること。

b 案内図板等の設置場所から、当該案内図板等に表示されている全ての事業所

等の敷地までの道のりが、10キロメートル以内のものであること。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

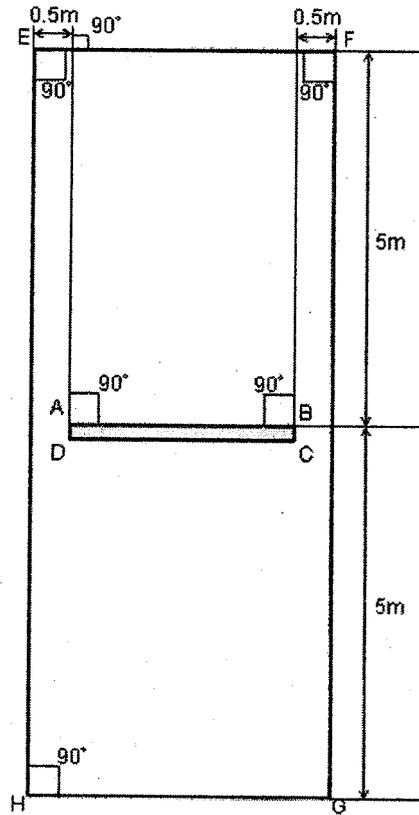
- c 電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出した物（案内図板等に表示される広告（以下「案内広告」という。）を直接照らすものを除く。）その他これらに類するものを使用しないものであること。
- d 事業所等に案内し、又は誘導するための地図又は矢印が表示された案内広告を表示したものであること。
- e 案内広告に表示された写真及び絵の面積の合計が当該案内広告の表示面積の3分の1未満であり、かつ、当該写真又は絵に重ねて、文字、地図又は矢印を表示しないものであること。
- f 案内広告の地の色彩が、彩度8以下のものであること。ただし、東山二の岡地区にあっては、案内広告の表示面積の3分の2以上の色彩が、10YRの色相、かつ、彩度6以下とし、国道138号等沿道地区にあっては、案内広告の表示面積の3分の2以上の色彩が、彩度6以下のものであること。
- g 建築物の屋上に設置するものでないものであること。
- h 建築物の壁面を利用するものでないものであること。
- i 塀を利用するものでないものであること。

(イ) 個別基準

広告物等の種類	禁止地域において表示し、又は設置する場合
野立てのもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 別図のE点、F点、G点及びH点で囲まれた区域に、別の野立ての案内図板等が掲出されていない、又は掲出される予定がないものであること。 2 高さが、地上5メートル以下であるものであること。 3 案内広告の表示面積が3平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合には限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告を表示することができる。 4 案内広告に表示された地図、矢印、設置場所から事業所等までの距離その他の案内又は誘導を目的とした表示の部分の面積の合計が案内広告の表示面積の3分の1以上であり、かつ、当該案内又は誘導を目的とした表示の部分には、それ以外の文字、写真又は絵を表示しないものであること。

		<p>5 3の規定にかかわらず、2以上の者が協同で表示する場合にあっては、案内広告の表示面積の合計が最大10平方メートル以内、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告（2以上の者が協同で表示するものであって、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内のものに限る。）を表示することができる。</p>
電柱、街灯柱その他これらに類するもの（消火栓標識柱を除く。）	突き出すもの	<p>1 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。</p> <p>2 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>3 個数は、1本につき1個であること。</p>
を利用するもの	巻き付けるもの	<p>1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。</p>
消火栓標識柱を利用するもの		<p>1 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。</p> <p>2 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>3 個数は、1本につき1個であること。</p>

別図



備考

A点、B点、C点及びD点で囲まれたものは、案内図板等とする。

イ 道路法施行令第7条第1号の標識

(7) 野立てのものであること。

(1) 道路法第32条の規定により道路の占用の許可を受けたもの又は同法第35条の規定により道路の占用を認められたものであること。

3 この表の1及び2の基準に適合しない広告物又は掲出物件にあつては、これらを表示し、又は設置する特別の必要があり、かつ、良好な景観等を形成し、又は風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止する上で支障のないものであること。

様式第 1 号（第 3 条関係）

御殿場市景観計画区域における行為の届出書

年 月 日

御殿場市長 様

届出者 住 所

氏 名

印

電話番号

景観法第 1 6 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の種類	建築物	新築 築 改築 外観を変更することとなる修繕又は模様 え 色彩の変更
	工作物	新築 築 改築 外観を変更することとなる修繕又は模様 え 色彩の変更
	開発行為	土地の区画の変更 土地の形 の変更
場所	御殿場市	
行為の期間	着手予定 年 月 日から 年 月 日まで	
代理者	住 所 氏 名 電話番号	
設計者	住 所 氏 名 電話番号	
工事施行者	住 所 氏 名 電話番号	

別紙 1

建築物の概要

景観計画における 区分の名称		東山・二の岡地区		国道138号等沿道地区	
		国道246号沿道地区		御殿場駅周辺地区	
		上記以外の地区			
都市計画の区域区分		市街 区域		市街 区域	
行為の種類		新築 築 改築		色彩の変更	
		外観を変更することとなる修繕又は模様 え			
敷地面積				延べ面積	
高さ（平 地 面から屋上に設置する建築設備の上端まで）				m	
		仕上		色彩（基 色）	
屋根					
外壁					
外壁のうち基 色以 外（アクセントカラ ー）を使用する部分		方向	見付面積に対するアク セントカラーの割合		色彩（アクセントカラー）
		東立面			
		立面			
		立面			
壁面 緑視率	道路に面して緑 を施す面	東立面	立面	記立面の建築 物見付面積	
	道路に面して する樹木		高木	中木	木
		本数等	本	本	m
		立面換算値	18.0 本	4.5 本	0.5 m
		立面換算面積			
樹木計					
壁面緑視率					
緑化率	樹木		高木	中木	木
		本数等	本	本	m
		立面換算値	9.00 本	2.25 本	0.25 m
		立面換算面積			
	樹木計				
地 物・					
緑 率					
備考					

別紙 2

工作物の概要

景観計画における 区分の名称	東山・二の岡地区 国道138号等沿道地区 国道246号沿道地区 御殿場駅周辺地区 上記以外の地区				
都市計画の区域区分	市街 区域 市街 区域				
行為の種類	新築 築 改築 色彩の変更 外観を変更することとなる修繕または模様 え				
工作物の種類					
敷地面積			高さ	m	
太陽電 モジュールの総面積					
	仕上		色彩 (基 色)		
屋根					
外壁					
外壁のうち基 色以 外 (アクセントカラ ー) を使用する部分	方向	見付面積に対するアク セントカラーの割合		色彩 (アクセントカラー)	
	東立面				
	立面				
	立面				
壁面緑視率	道路に面して緑 を施す面	東立面 立面	立面 立面	記立面の建 築物見付面積	
	道路に面して する樹木		高木	中木	木
		本数等	本	本	m
		立面換算値	18.0 本	4.5 本	0.5 m
		立面換算面積			
樹木計					
壁面緑視率					
緑化率	樹木		高木	中木	木
		本数等	本	本	m
		立面換算値	9.00 本	2.25 本	0.25 m
		立面換算面積			
	樹木計				
地 物・ 緑 率					
備考					

開発行為の概要

開発行為の概要	区域の面積	
	行為の目的	
	行為の内容	
備考		

特定照明

特定照明	種類	
	照 物の高さ	m
備考		

良好な景観等の形成のために特に した事項

様式第2号（第4条関係）

御殿場市景観計画区域における行為の変更届出書

年 月 日

御殿場市長 様

届出者 住 所
氏 名 印
電話番号

景観法第16条第1項の規定による届出に係る事項を次のとおり変更するので、同条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

当 届出年月日	年 月 日	
行為の場所	御殿場市	
変更の概要		
変更する部分	変更内容	
	変更前	
	変更後	
	変更前	
	変更後	
※処理欄		

備考 印の には、記 しないでください。

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市景観計画に規定する行為の制限に関する勧告書

年 月 日付けで届出のあった行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるので、景観法第16条第3項の規定により、次のとおり必要な措置をとることを勧告します。

なお、 当な理由なくこの勧告に従わない場合は、御殿場市総合景観条例第19条第1項の規定により、その旨を公表することがあります。

1 届出のあった行為

2 適合しないと認められる理由

3 とるべき措置

4 行期限 年 月 日

5 連絡先

様式第4号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市景観計画に規定する行為の制限に関する勧告に係る公表通知書

あなたは、景観法第16条第3項の規定による勧告を受けましたが、
当
な理由なくその勧告に従わないため、御殿場市総合景観条例第19条第1項
の規定により、次のとおりその旨を公表したので同条第2項の規定により通
知します。

1 公表の方法

2 公表する理由

第 号

年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市特定届出対象行為に関する変更命令書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた建築物又は工作物の形 意匠の制限に適合しないと認められるので、景観法第17条第1項前段の規定により、次のとおり必要な措置をとることを命じます。

なお、この命令に違反した場合は、同法第102条第1号の規定により、50以下の処せられることがあります。

- 1 命令の対象となる行為
- 2 適合しないと認められる理由
- 3 とるべき措置
- 4 行期限 年 月 日
- 5 連絡先

この決定に不 がある場合には、次のとおり 議申立て又は処分の取消しの えの提起をすることができます。

1 議申立て

この決定があったことを知った日の 日から起算して60日以内に、御殿場市長に対して 議申立てをすることができます。

2 処分の取消しの え

この決定があったことを知った日の 日から起算して6月以内に、御殿場市を 告（ においては御殿場市長が 告の代表者となります。）として提起することができます（決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの えを提起することができなくなります。）。ただし、先に 議申立てをした場合の処分の取消しの えを提起することができる期間は、当該 議申立てに係る決定があったことを知った日の 日から起算して6月以内となります。

なお、1の 議申立てと2の処分の取消しの えは、同 にすることもできます。

様式第6号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市特定届出対象行為処分期間延長通知書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観法第17条第4項前段の規定により、当該命令をすることができる期間を延長するので、同項後段の規定により、次のとおり通知します。

1 届出のあった行為

2 延長する期間

年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）

3 延長の理由

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市建築物又は工作物の原状回復等命令書

年 月 日付けで届出のあった行為について、年 月 日
付け 第 号により必要な措置をとることを命じましたが、当該命令に違反したと認められるので、景観法第17条第5項の規定により、次のとおり原状回復またはこれに代わるべき措置をとることを命じます。

なお、この命令に違反した場合は、同法第101条の規定により1年以下の 又は
50 以下の に処されることがあります。

- 1 命令の対象となる行為
- 2 命令の理由
- 3 とるべき措置
- 4 行期限 年 月 日
- 5 連絡先

この決定に不 がある場合には、次のとおり 議申立て又は処分の取消しの えの提起
をすることができます。

1 議申立て

この決定があったことを知った日の 日から起算して60日以内に、御殿場市長に
対して 議申立てをすることができます。

2 処分の取消しの え

この決定があったことを知った日の 日から起算して6月以内に、御殿場市を 告
(においては御殿場市長が 告の代表者となります。)として提起することができます
(決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定
の取消しの えを提起することができなくなります。)。ただし、先に 議申立てをし
た場合の処分の取消しの えを提起することができる期間は、当該 議申立てに係る
決定があったことを知った日の 日から起算して6月以内となります。

なお、1の 議申立てと2の処分の取消しの えは、同 にすることもできます。

様式第8号（第14条関係）

<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">身分証明書（景観法関係）</p> <p>所属</p> <p>職氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>上記の者は、景観法第17条第8項若しくは第23条第3項（同法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定により原状回復等を行い、又は同法第17条第7項の規定により立検若しくは立 をする 限を有する者であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日交付</p> <p style="text-align: right;">御殿場市長 印</p>	<p>（写真）</p>
--	-------------

（裏）

<p>景観法（ ）</p>
<p>第17条 第1項から第5項まで（ ）</p> <p>6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を 知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委 した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委 した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。</p> <p>7 景観行政団体の長は、第1項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命じられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち り、特定届出対象行為の実施状況を検 させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影 を させることができる。</p> <p>8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立 検 又は立 をする者は、その身分を示す証明書を し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。</p> <p>第9項（ ）</p>

（ ） 大きさは、縦5.5センチメートル、横9センチメートルとする。

様式第9号（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市景観計画に規定する景観形成基準適合通知書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた景観形成基準に適合していると認め、景観法第18条第2項の規定により、次のとおり行為に着手できることとしたので通知します。

- 1 行為の場所
- 2 届出のあった行為
- 3 行為の着手が可 となる日 年 月 日

様式第10号（第17条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市景観重要建造物指定通知書

景観法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定したので、同法第21条第1項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 景観重要建造物の名称
- 4 景観重要建造物の所在地
- 5 景観重要建造物の所有者の氏名及び住所
- 6 指定の理由となった外観の特徴

様式第 1 1 号 (第 1 9 条関係)

御殿場市景観重要建造物現状変更許可申請書

年 月 日

御殿場市長 様

届出者 住所

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏名

印

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

景観法第 2 2 条第 1 項本文の規定により、次のとおり申請します。

指定番号	第 号	
指定年月日	年 月 日	
景観重要建造物の 名称		
景観重要建造物の 所在地		
行為の場所	御殿場市	
設計者	住 所 氏 名 (電話番号) 事務所名	
施行者	住 所 氏 名 (電話番号) 事務所名	
行為の期間	着工予定 年 月 日	完了予定 年 月 日
行為の内容		

様式第12号（第19条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市景観重要建造物現状変更許可通知書

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物の現状変更については、景観法第22条第1項本文の規定により次のとおり許可したので通知します。

指定番号	第 号	
指定年月日	年 月 日	
景観重要建造物の 名称		
景観重要建造物の 所在地		
行為の期間	着工予定 年 月 日	完了予定 年 月 日
行為の内容		
許可の条件		

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市景観重要建造物現状変更不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物の現状変更については、景観法第22条第2項の規定により次のとおり許可しないこととしたので通知します。

指定番号	第 号
指定年月日	年 月 日
景観重要建造物の名称	
景観重要建造物の所在地	
不許可の理由	

この決定に不 がある場合には、次のとおり 議申立て又は処分の取消しの えの提起をすることができます。

1 議申立て

この決定があったことを知った日の 日から起算して60日以内に、御殿場市長に対して 議申立てをすることができます。

2 処分の取消しの え

この決定があったことを知った日の 日から起算して6月以内に、御殿場市を 告（ においては御殿場市長が 告の代表者となります。）として提起することができます（決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの えを提起することができなくなります。）。ただし、先に 議申立てをした場合の処分の取消しの えを提起することができる期間は、当該 議申立てに係る決定があったことを知った日の 日から起算して6月以内となります。

なお、1の 議申立てと2の処分の取消しの えは、同 にすることもできます。

様

御殿場市長 印

御殿場市景観重要建造物原状回復等命令書

あなたは、景観法第22条第1項本文の規定による許可を受けないで景観重要建造物の現状変更を行った（景観法第22条第3項の規定により同条第1項本文の規定による許可に付された条件に違反した）ので、同法第23条第1項の規定により、次のとおり原状回復又はこれに代わるべき必要な措置をとることを命じます。

なお、この命令に違反した場合は、同法第103条の規定により、30 以下のに処されることがあります。

- 1 原状回復等命令の対象となる景観重要建造物の名称及び指定番号
- 2 命令の理由
- 3 とるべき措置
- 4 行期限 年 月 日
- 5 連絡先

この決定に不 がある場合には、次のとおり 議申立て又は処分の取消しの えの提起をすることができます。

1 議申立て

この決定があったことを知った日の 日から起算して60日以内に、御殿場市長に対して 議申立てをすることができます。

2 処分の取消しの え

この決定があったことを知った日の 日から起算して6月以内に、御殿場市を 告（ においては御殿場市長が 告の代表者となります。）として提起することができます（決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの えを提起することができなくなります。）。ただし、先に 議申立てをした場合の処分の取消しの えを提起することができる期間は、当該 議申立てに係る決定があったことを知った日の 日から起算して6月以内となります。

なお、1の 議申立てと2の処分の取消しの えは、同 にすることもできます。

様式第15号（第21条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市景観重要建造物の管理に関する勧告書

あなたが管理する景観重要建造物は、管理が適当でない又は御殿場市総合景観条例第22条に規定する管理の方法の基準に適合しないため滅失し、若しくは損するおそれがあると認められるため、景観法第26条の規定により、次の措置をとることを勧告します。

1 勧告の対象となる景観重要建造物

名称

指定番号 第 号

所在地

2 勧告の理由

3 とるべき措置

4 行期限 年 月 日

5 連絡先

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市景観重要建造物の管理に関する命令書

あなたが管理する景観重要建造物は、管理が適当でない又は御殿場市総合景観条例第22条に規定する管理の方法の基準に適合しないため滅失し、若しくは損するおそれがあると認められ、同条例第23条に規定する勧告に従わない場合又は当該景観重要建造物の滅失若しくは損を防ぐためにを要する場合に該当するので、景観法第26条の規定により、次の措置をとることを命じます。

なお、この命令に違反した場合は、同法第105条の規定により、30以下の過料に処されることがあります。

1 命令の対象となる景観重要建造物

名称

指定番号 第 号

所在地

2 命令の理由

3 とるべき措置

4 行期限 年 月 日

5 連絡先

この決定に不がある場合には、次のとおり議申立て又は処分の取消しのえの提起をすることができます。

1 議申立て

この決定があったことを知った日の日から起算して60日以内に、御殿場市長に対して議申立てをすることができます。

2 処分の取消しのえ

この決定があったことを知った日の日から起算して6月以内に、御殿場市を告（において御殿場市長が告の代表者となります。）として提起することができます（決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しのえを提起することができなくなります。）。ただし、先に議申立てをした場合の処分の取消しのえを提起することができる期間は、当該議申立てに係る決定があったことを知った日の日から起算して6月以内となります。

なお、1の議申立てと2の処分の取消しのえは、同にすることもできます。

様式第 17 号（第 22 条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市景観重要建造物指定解除通知書

景観法第 27 条第 1 項又は第 2 項の規定により景観重要建造物の指定を解除したので、同条第 3 項において準用する同法第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 景観重要建造物の名称
- 4 景観重要建造物の所在地
- 5 景観重要建造物の所有者の氏名及び住所
- 6 指定解除年月日 年 月 日
- 7 指定解除の理由

様式第18号（第24条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市景観重要樹木指定通知書

景観法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定したので、同法第30条第1項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 景観重要樹木の樹種
- 4 景観重要樹木の所在地
- 5 景観重要樹木の所有者の氏名及び住所
- 6 指定の理由となった樹木の特徴

様式第 19 号（第 26 条関係）

御殿場市景観重要樹木現状変更許可申請書

年 月 日

御殿場市長 様

届出者 住所

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名

印

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

景観法第 31 条第 1 項本文の規定により、次のとおり申請します。

指定番号	第 号	
指定年月日	年 月 日	
景観重要樹木の樹種		
景観重要樹木の所在地		
行為の場所	御殿場市	
行為の期間	着工予定 年 月 日	完了予定 年 月 日
行為の内容		

様式第20号（第26条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市景観重要樹木現状変更許可通知書

年 月 日付けで申請のあった景観重要樹木の現状変更については、景観法第31条第1項本文の規定により次のとおり許可したので通知します。

指定番号	第 号	
指定年月日	年 月 日	
景観重要樹木の樹種		
景観重要樹木の所在地		
行為の期間	着工予定 年 月 日	完了予定 年 月 日
行為の内容		
許可の条件		

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市景観重要樹木現状変更不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった景観重要樹木の現状変更については、景観法第 3 1 条第 2 項において準用する同法第 2 2 条第 2 項の規定により次のとおり許可しないこととしたので通知します。

指定番号	第 号
指定年月日	年 月 日
景観重要樹木の樹種	
景観重要樹木の所在地	
不許可の理由	

この決定に不 がある場合には、次のとおり 議申立て又は処分の取消しの えの提起をすることができます。

1 議申立て

この決定があったことを知った日の 日から起算して 6 0 日以内に、御殿場市長に対して 議申立てをすることができます。

2 処分の取消しの え

この決定があったことを知った日の 日から起算して 6 月以内に、御殿場市を 告 (においては御殿場市長が 告の代表者となります。) として提起することができます (決定を知った日から 6 月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると決定の取消しの えを提起することができなくなります。)。ただし、先に 議申立てをした場合の処分の取消しの えを提起することができる期間は、当該 議申立てに係る決定があったことを知った日の 日から起算して 6 月以内となります。

なお、1 の 議申立てと 2 の処分の取消しの えは、同 にすることもできます。

様

御殿場市長 印

御殿場市景観重要樹木原状回復等命令書

あなたは、景観法第 3 1 条第 1 項本文の規定による許可を受けないで景観重要樹木の現状変更を行った（景観法第 3 1 第 2 項において準用する同法第 2 2 条第 3 項の規定により同法第 3 1 条第 1 項本文の規定による許可に付された条件に違反した）ので、同法第 3 2 条第 1 項において準用する同法第 2 3 条第 1 項の規定により、次のとおり原状回復又はこれに代わるべき必要な措置をとることを命じます。

なお、この命令に違反した場合は、同法第 1 0 3 条の規定により、3 0 以下のに処されることがあります。

- 1 原状回復等命令の対象となる景観重要樹木の名称及び指定番号
- 2 命令の理由
- 3 とるべき措置
- 4 行期限 年 月 日
- 5 連絡先

この決定に不 がある場合には、次のとおり 議申立て又は処分の取消しの えの提起をすることができます。

1 議申立て

この決定があったことを知った日の 日から起算して 6 0 日以内に、御殿場市長に対して 議申立てをすることができます。

2 処分の取消しの え

この決定があったことを知った日の 日から起算して 6 月以内に、御殿場市を 告（ においては御殿場市長が 告の代表者となります。）として提起することができます（決定を知った日から 6 月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると決定の取消しの えを提起することができなくなります。）。ただし、先に 議申立てをした場合の処分の取消しの えを提起することができる期間は、当該 議申立てに係る決定があったことを知った日の 日から起算して 6 月以内となります。

なお、1 の 議申立てと 2 の処分の取消しの えは、同 にすることもできます。

様式第23号（第28条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市景観重要樹木の管理に関する勧告書

あなたが管理する景観重要樹木は、管理が適当でない又は御殿場市総合景観条例第25条に規定する管理の方法の基準に適合しないため滅失し、若しくは するおそれがあると認められるため、景観法第34条の規定により、次の措置をとることを勧告します。

1 勧告の対象となる景観重要樹木

景観重要樹木の名称

樹種

指定番号 第 号

所在地

2 勧告の理由

3 とるべき措置

4 行期限 年 月 日

5 連絡先

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市景観重要樹木の管理に関する命令書

あなたが管理する景観重要樹木は、管理が適当でないため又は御殿場市総合景観条例第25条に規定する管理の方法の基準に適合しないため滅失し、若しくは するおそれがあると認められ、同条例第26条に規定する勧告に従わない場合又は当該景観重要樹木の滅失若しくは を防 ために を要する場合に該当するので景観法第34条の規定により、次の措置をとることを命じます。

なお、この命令に違反した場合は、同法第105条の規定により、30 以下の過料に処されることがあります。

1 命令の対象となる景観重要樹木

景観重要樹木の名称

樹種

指定番号 第 号

所在地

2 命令の理由

3 とるべき措置

4 行期限 年 月 日

5 連絡先

この決定に不 がある場合には、次のとおり 議申立て又は処分の取消しの えの提起をすることができます。

1 議申立て

この決定があったことを知った日の 日から起算して60日以内に、御殿場市長に対して 議申立てをすることができます。

2 処分の取消しの え

この決定があったことを知った日の 日から起算して6月以内に、御殿場市を 告（ においては御殿場市長が 告の代表者となります。）として提起することができます（決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの えを提起することができなくなります。）。ただし、先に 議申立てをした場合の処分の取消しの えを提起することができる期間は、当該 議申立てに係る決定があったことを知った日の 日から起算して6月以内となります。

なお、1の 議申立てと2の処分の取消しの えは、同 にすることもできます。

様式第 2 5 号（第 2 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市景観重要樹木指定解除通知書

景観法第 3 5 条第 1 項又は第 2 項の規定により景観重要樹木の指定を解除したので、同条第 3 項において準用する同法第 3 0 条第 1 項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 景観重要樹木の名称
- 4 景観重要樹木の樹種
- 5 景観重要樹木の所在地
- 6 景観重要樹木の所有者の氏名及び住所
- 7 指定解除年月日 年 月 日
- 8 指定解除の理由

様式第26号（第30条関係）

御殿場市景観重要建造物又は景観重要樹木所有者変更届出書

年 月 日

御殿場市長 様

届出者 住所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏名

印

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

景観法第43条の規定により（景観重要建造物・景観重要樹木）の所有者を変更したので、次のとおり届け出ます。

指定番号	第 号
指定年月日	年 月 日
景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の名称及び樹種	
景観重要建造物又は景観重要樹木の所在地	
新所有者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)	住所 氏名
所有者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)	住所 氏名

様式第 27 号（第 35 条関係）

御殿場市総合景観条例に基づく屋外広告物許可申請書

年 月 日

御殿場市長 様

届出者 住所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏名

印

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

広告物を表示し、又は掲出物件を設置したいので、御殿場市総合景観条例第 33 条第 1 項の規定により申請します。

広告物又は掲出物件の種類				
広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所				
表示の内容				
形状及び面積				
料及び構造				
色彩、意匠その他表示の方法				
広告物の表示又は掲出物件の設置の期間	年 月 日から 年 月 日まで			
工事施行者	氏名又は名称		屋外広告業の登録番号	静岡県知事登録屋外 広告業第 号
	住所又は所在地			
工事着手予定年月日	年 月 日	工事完了予定年月日	年 月 日	
備考				

添付図書

(1)案内図

(2)仕様書及び設計図

(3)色彩及び意匠を表す図画

(4)屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所が、他人の所有又は管理に属するときは、その所有者又は管理者の承諾を証する書面又はその写し

(5)広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所の周辺の状況を示すカラー写真

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市総合景観条例に基づく屋外広告物表示及び設置許可証

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、御殿場市総合景観条例第34条の規定により次のとおり許可します。

広告物又は掲出物件の種類							
表示（設置）場所							
表示の内容、形状及び面積等		表示の内容	縦 ()	横 ()	面	面積 (²)	照明
	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
許可の期間	年 月 日 から 年 月 日まで						
許可の条件							

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市総合景観条例に基づく屋外広告物表示及び設置不許可通知書

あなたが 年 月 日付けで許可の申請を行ったこのことについて、御殿場市総合景観条例第34条第1項に規定する許可基準に適合していないため不許可とします。

広告物の種類

設置場所

不許可の理由

この決定に不 がある場合には、次のとおり 議申立て又は処分の取消しの への提起をすることができます。

1 議申立て

この決定があったことを知った日の 日から起算して60日以内に、御殿場市長に対して 議申立てをすることができます。

2 処分の取消しの への

この決定があったことを知った日の 日から起算して6月以内に、御殿場市を 告（ においては御殿場市長が 告の代表者となります。）として提起することができます（決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの への提起をすることができなくなります。）。ただし、先に 議申立てをした場合の処分の取消しの への提起することができる期間は、当該 議申立てに係る決定があったことを知った日の 日から起算して6月以内となります。

なお、1の 議申立てと2の処分の取消しの への は、同 にすることもできます。

様式第30号(第39条関係)

御殿場市総合景観条例に基づく屋外広告物許可期間更新申請書

年 月 日

御殿場市長 様

届出者 住所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏名

印

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

許可期間の更新を受けたいので、御殿場市総合景観条例第36条第2項の規定により申請します。

広告物又は掲出物件の種類							
広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所							
表示の内容、形状及び面積等		表示の内容	縦 ()	横 ()	面	面積 ()	照明
	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
料及び構造							
現在受けている許可の期間、許可日、許可番号	期 間	年 月 日から	許可日		年 月 日		
		年 月 日まで	許可番号		第 号		
更新の期間	年 月 日 から 年 月 日まで						
屋外広告業の登録番号	静岡県知事登録屋外広告業第 号						
備考							

() 印のある は、申請者が屋外広告業者である場合に記 すること。

添付図書(1) 申請前1月以内に撮影した広告物又はこれを掲出する物件のカラー写真

(2) 申請前3月以内に行った点検に係る屋外広告物点検報告書(様式第31号)

(3) その他市長が必要と認める図書

様式第 3 1 号 (第 3 9 条関係)

御殿場市屋外広告物点検報告書

対象物件	広告物又は掲出物件の種類				
	広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所				
	設置年月日		年 月 日		
	現在受けている許可の年月日及びその番号		年 月 日	第 号	
点検項目等			補修を要する不良な箇所	補修の概要	
				補修年月日	補修の内容
	(1) 取付(支持)部分の変形・		有・	年 月 日	
	(2) 主要部 の変形・		有・	年 月 日	
	(3) ルト、 ス等のさびの状況		有・	年 月 日	
	(4) 表示面の汚染・退色・はく離		有・	年 月 日	
	(5) 表示面の破損		有・	年 月 日	
	(6) その他特に点検した箇所		有・	年 月 日	
	点検した日		年 月 日	前 後	
点検実施者	住所				
	氏名				
	格等		1 屋外広告業者(登録番号 静岡県知事登録屋外広告業者第 号) 2 屋外広告物 会修了者 3 屋外広告 4 その他		

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市屋外広告物許可期間満了通知書

あなたが掲出している次の屋外広告物は、 年 月 日に許可期間が満了します。
引き続き掲出する場合は、許可期間満了日前に、許可期間の更新申請をするよう通知しま
す。

なお、除却している場合は、 やかに除却届を提出してください。

広告物又は掲出物 件の種類							
表示（設置）場所							
表示の内容、形状 及び面積等		表示の内容	縦 ()	横 ()	面	面積 (²)	照明
	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
現在受けている 許可の期間、許可 日、許可番号	期 間	年 月 日から			許可日	年 月 日	
		年 月 日まで			許可番号	第 号	
更新の期間	年 月 日から 年 月 日まで						
必要な書類 (各 1 部)	1 屋外広告物許可期間更新申請書 2 申請前 1 月以内に撮影した広告物のカラー写真 3 申請前 3 月以内に行った屋外広告物点検報告書 4 土地使用承諾書 (地の場合) 5 道路占用許可書の写し (道路を占用している場合)						
申請手数料							

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市総合景観条例に基づく屋外広告物許可期間更新許可証

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、御殿場市総合景観条例第36条第2項の規定により次のとおり許可します。

広告物又は 掲出物件の種類							
表示（設置）場所							
表示の内容、形状 及び面積等		表示の内容	縦 ()	横 ()	面	面積 (²)	照明
	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで						
許可の条件							

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市総合景観条例に基づく屋外広告物許可期間更新の不許可通知書

あなたが 年 月 日付けで許可の期間の更新申請を行ったこのことについて、御殿場市総合景観条例第34条第1項の基準に適合しないことその他許可の期間を更新しないと認めるに 相当の理由があるため、同条第2項の規定により次のとおり不許可とします。

広告物又は掲出物件の種類

設置場所

許可期間の満了日 年 月 日

不許可の理由

この決定に不 がある場合には、次のとおり 議申立て又は処分の取消しの への提起をすることができます。

1 議申立て

この決定があったことを知った日の 日から起算して60日以内に、御殿場市長に対して 議申立てをすることができます。

2 処分の取消しの への

この決定があったことを知った日の 日から起算して6月以内に、御殿場市を 告（ においては御殿場市長が 告の代表者となります。）として提起することができます（決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの への提起をできなくなります。）。ただし、先に 議申立てをした場合の処分の取消しの への提起することができる期間は、当該 議申立てに係る決定があったことを知った日の 日から起算して6月以内となります。

なお、1の 議申立てと2の処分の取消しの への は、同 にすることもできます。

様式第35号（第41条関係）

御殿場市総合景観条例に基づく屋外広告物の変更許可申請書

年 月 日

御殿場市長 様

届出者 住所

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名

印

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

広告物又は掲出物件を変更したいので、御殿場市総合景観条例第37条第1項の規定により申請します。

広告物又は掲出物件の種類		
広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所		
現在受けている許可の年月日及びその番号	年 月 日	第 号
変更の内容		
変更の理由		
屋外広告業の登録番号	静岡県知事登録屋外広告業第 号	
備考		

（ ） 印のある は、申請者が屋外広告業者である場合に記 すること。

添付図書

- (1) 案内図
- (2) 変更の前後を比較できる仕様書及び設計図
- (3) 変更の前後を比較できる色彩及び意匠を表す図面
- (4) 広告物又は掲出物件のカラー写真
- (5) その他市長が必要と認める図書

様式第36号（第42条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市総合景観条例に基づく屋外広告物変更許可証

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、御殿場市総合景観条例第37条第2項の規定により準用する第34条第1項の規定により次のとおり許可します。

変 更 の 内 容							
広告物又は掲出物件の種類							
表示（設置）場所							
変更後の表示の内容、 形状及び面積等		表示の内容	縦 ()	横 ()	面	面積 (²)	照明
	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
許 可 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで						
許 可 の 条 件							

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市総合景観条例に基づく屋外広告物変更不許可通知書

あなたが 年 月 日付けで変更の許可申請を行ったこのことについて、御殿場市総合景観条例第34条第1項の基準に適合しないことその他変更を許可しないと認めるに 相当の理由があるため、同条例第37条第2項の規定により次のとおり不許可とします。

広告物又は掲出物件の種類

設置場所

変更の内容

不許可の理由

この決定に不 がある場合には、次のとおり 議申立て又は処分の取消しの への提起をすることができます。

1 議申立て

この決定があったことを知った日の 日から起算して60日以内に、御殿場市長に対して 議申立てをすることができます。

2 処分の取消しの への

この決定があったことを知った日の 日から起算して6月以内に、御殿場市を 告（ においては御殿場市長が 告の代表者となります。）として提起することができます（決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの への提起をできなくなります。）。ただし、先に 議申立てをした場合の処分の取消しの への提起することができる期間は、当該 議申立てに係る決定があったことを知った日の 日から起算して6月以内となります。

なお、1の 議申立てと2の処分の取消しの えは、同 にすることもできます。

様式第38号（第44条関係）

御殿場市屋外広告物許可証			
番号	第	号	
期限	年	月	日
御殿場市			

（ ） 大きさは、縦3.6センチメートル、横6.5センチメートルとする。

様式第39号（第44条関係）

御殿場市			
屋外広告物許可済証			
期限	年	月	日
番号	第	号	
御殿場市			

（ ） 大きさは、直 4.5センチメートルとする。

様式第40号（第46条関係）

御殿場市総合景観条例に基づく堅ろうな広告物等の管理者の設置又は変更届

年 月 日

御殿場市長 様

届出者 住所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏名

印

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

堅ろうな広告物等の管理者を設置又は変更したいので、御殿場市総合景観条例第41条第1項の規定により届け出ます。

広告物又は掲出物件の種類		
広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所		
表示の内容		
形状及び面積		
料及び構造		
現在受けている許可の年月日及びその番号	年 月 日	第 号
設置又は変更の年月日	年 月 日	
新管理者	住所	
	氏名又は名称	
	屋外広告業の登録番号	静岡県知事登録屋外広告業第 号
管理者	住所	
	氏名又は名称	
備考		

() 印のある は、新管理者が屋外広告業者である場合に記 すること。

様式第 4 1 号（第 4 6 条関係）

御殿場市総合景観条例に基づく屋外広告物等の設置者変更届

年 月 日

御殿場市長 様

届出者 住所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏名

印

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

屋外広告物等の設置者を変更したので、御殿場市総合景観条例第 4 1 条第 2 項の規定により届け出ます。

広告物又は掲出物件の種類		
広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所		
表示の内容		
現在受けている許可の年月日及びその番号	年 月 日	第 号
変更年月日	年 月 日	
設置者	住所	
	氏名又は名称	
変更の理由		
屋外広告業の登録番号	静岡県知事登録屋外広告業第 号	
備考		

() 印のある は、変更後の設置者が屋外広告業者である場合に記 すること。

様式第42号（第46条関係）

御殿場市総合景観条例に基づく屋外広告物等の
設置者又は堅ろうな広告物等の管理者の変更届

年 月 日

御殿場市長 様

届出者 住所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏名

印

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

屋外広告物等の設置者又は堅ろうな広告物等の管理者の氏名、名称又は住所を変更した
ので、御殿場市総合景観条例第41条第3項の規定により届け出ます。

広告物又は掲出物件の種類		
広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所		
表示の内容		
現在受けている許可の年月日及びその番号	年 月 日	第 号
変更年月日	年 月 日	
変更前	住所	
	氏名又は名称	
変更後	住所	
	氏名又は名称	
	屋外広告業の登録番号	静岡県知事登録屋外広告業第 号
備考		

() 印のある は、変更後の者が屋外広告業者である場合に記 すること。

様式第43号（第46条関係）

御殿場市総合景観条例に基づく屋外広告物等の滅失届

年 月 日

御殿場市長 様

届出者 住所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏名

印

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

広告物及び掲出物件が滅失したので、御殿場市総合景観条例第41条第4項の規定により届け出ます。

広告物又は掲出物件の種類		
広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所		
表示の内容		
現在受けている許可の年月日及びその番号	年 月 日	第 号
滅失年月日	年 月 日	
滅失の理由		
屋外広告業の登録番号	静岡県知事登録屋外広告業第 号	
備考		

() 印のある は、届出者が屋外広告業者である場合に記 すること。

年 月 日

御殿場市既存掲出物件の継続設置に係る誓約書

御殿場市長 様

届出者 住所

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名

印

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

次の屋外広告物について、広告表示を しましたが、 の日から 6 月以内に当該掲出物件に新たな広告を表示するため、一 的に当該掲出物件の設置を継続します。

広告物を表示し又は掲出物件を設置している場所		
現在受けている許可の年月日及びその番号	年 月 日	第 号
表示の 年月日	年 月 日	
備考		

掲出物件を存置するに当たり、次のとおり誓約します。

- 1 新たな広告物を表示する際には、御殿場市総合景観条例第 2 9 条第 6 項の規定により市長の許可を受けます。
- 2 当該掲出物件に新たな広告物を表示しない場合は、表示の の日から 6 月以内に当該掲出物件を除却し、御殿場市総合景観条例第 4 2 条第 2 項の規定により市長に届け出ます。
- 3 上記 1 及び 2 を 行しない場合は、御殿場市総合景観条例第 4 5 条第 1 項の規定に基づき、当該広告物に違反広告物等である旨の表示をされることにより、条例に違反している旨を公表されることに 存ありませ 。

様式第45号（第48条関係）

御殿場市総合景観条例に基づく屋外広告物除却届

年 月 日

御殿場市長 様

届出者 住所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏名

印

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

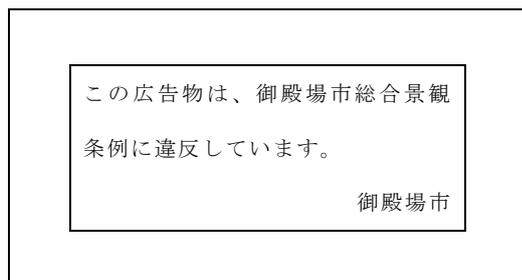
電話番号

広告物及び掲出物件を除却したので、御殿場市総合景観条例第42条第3項の規定により届け出ます。

広告物又は掲出物件の種類		
広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所		
表示の内容		
現在受けている許可の年月日及びその番号	年 月 日	第 号
除却年月日	年 月 日	
除却の理由		
屋外広告業の登録番号	静岡県知事登録屋外広告業第 号	
備考		

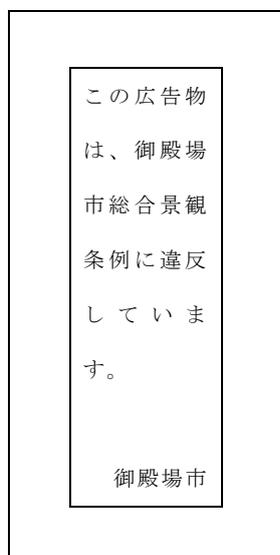
- () 1 印のある は、届出者が屋外広告業者である場合に記 すること。
2 除却後の写真を添付すること。

様式第46号（第49条関係）



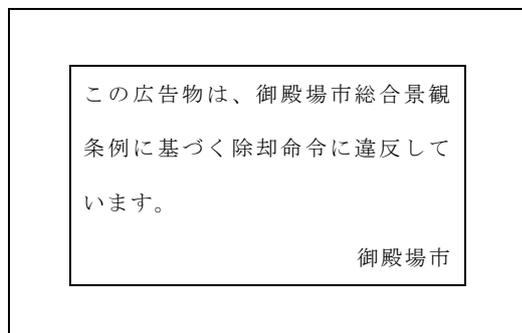
- () 1 大きさは、縦10センチメートル、横20センチメートルとする。
2 色彩は、外縁、内縁及び文字を 色、 を 色、地を 色とする。

様式第47号（第49条関係）



- () 1 大きさは、縦20センチメートル、横10センチメートルとする。
2 色彩は、外縁、内縁及び文字を 色、 を 色、地を 色とする。

様式第48号（第49条関係）



- () 1 大きさは、縦10センチメートル、横20センチメートルとする。
2 色彩は、外縁、内縁及び文字を 色、 を 色、地を 色とする。

様式第49号（第49条関係）

<p>この広告物 は、御殿場 市総合景観 条例に基づ く除却命令 に違反して います。 御殿場市</p>

() 1 大きさは、縦20センチメートル、横10センチメートルとする。

2 色彩は、外縁、内縁及び文字を 色、 を 色、地を 色とする。

様式第50号（第50条関係）

(表)

<p>身分証明書（屋外広告物関係）</p> <p>第 号</p> <p>所属</p> <p>職氏名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>上記の者は、御殿場市総合景観条例第47条第1項の規定により立 検 を行う 限を有する者であることを証明する。</p> <p>年 月 日交付</p> <p style="text-align: right;">御殿場市長 印</p>	<p>(写真)</p>
--	-------------

(裏)

<p>御殿場市総合景観条例()</p> <p>(報告及び立 検)</p> <p>第47条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、報告若しくは 料の提出を求め、又は当該職員に、広告物及び掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち り、広告物若しくは掲出物件を検 させることができる。</p> <p>2 前項の職員は、その身分を示す証明書を し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>
--

() 大きさは、縦5.5センチメートル、横9センチメートルとする。

様式第52号（第52条関係）

御殿場市屋外広告物等の返還に係る受領書

年 月 日

御殿場市長 様

返還を受けた者 住所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏名

印

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

以下のとおり広告物又は掲出物件（現 ）の返還を受けました。

返還を受けた日	年 月 日	
返還を受けた場所		
返還を受けた 広告物又は掲出 物件	理番号 第 号	
	種類	
	形状	
	数	
返還を受けた		

様式第 5 3 号（第 5 3 条関係）

御殿場市総合景観条例に基づく改善計画書

年 月 日

御殿場市長 様

申請者 住所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏名

印

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

広告物の改修、又は除却が容易でないため、御殿場市総合景観条例附則第 5 項の規定により改善計画認定申請書を次のとおり申請します。

屋外広告物の表示 (設 置) 場所	
屋外広告物の書類	
表示内容	
改善内容	
改善期限	年 月 日 まで

現在受けている広告物の表示等に係る許可証の写しの他、次の内容がわかる書類を添付してください。

- 1 改善後における屋外広告物の表示内容
- 2 改善後の形状、面積、材料及び構造
- 3 改善後の色彩、意匠その他の表示の方法

様式第54号（第53条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

—

御殿場市総合景観条例に基づく改善計画の認定書

年 月 日付けで認定の申請のあったこのことについて、御殿場市総合景観条例附則第5項の規定に基づき次のとおり認定します。

- 1 屋外広告物の表示（設置）場所
- 2 屋外広告物の書類
- 3 表示内容
- 4 改善内容
- 5 認定期間（県条例の許可基準により許可ができる期間）

年 月 日から 年 月 日まで

- 6 認定の条件

様式第 5 5 号（第 5 5 条関係）

御殿場市総合景観条例に基づく屋外広告物手数料免除申請書

年 月 日

御殿場市長 様

申請者 住所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏名

印

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

御殿場市総合景観条例附則第 8 項の規定に基づき、次の広告物又は掲出物件を条例の規定に適合させたので、表示等の許可の申請又は条例第 3 6 条第 2 項の許可の期間の更新に関する申請に係る手数料の免除を申請します。

屋外広告物の表示 (設 置) 場所	
屋外広告物の書類	
表示内容	
改善内容	
同一の住所等にある 手数料免除の対象となる 広告物以外の広告物の有	有 ・
有の場合のみ 当該広告物の条例適合の有	適合 ・ 不適合

同一の住所や敷地等に手数料免除の対象となる広告物以外の広告物があるときは、当該広告物も条例の規定に適合しないと手数料免除の対象となりませ。

様式第 5 6 号 (第 5 5 条関係)

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市総合景観条例に基づく屋外広告物手数料免除認定書

年 月 日付けで認定の申請のあったこのことについて、御殿場市総合景観条例附則第 8 項の規定に基づき次のとおり認定します。

- 1 屋外広告物の表示 (設置) 場所
- 2 屋外広告物の書類
- 3 表示内容
- 4 改善内容
- 5 申請手数料免除に係る申請の許可番号及び許可の期間

第 号
年 月 日 から 年 月 日 まで